

仕様書

1 委託業務名称

「ひがしなりっ子すくすく・つながるクラブ」リーフレット及び協賛店舗チラシ
にかかる編集及び印刷業務委託

2 履行期間

契約後～令和8年8月20日（木曜日）（納入期限）

3 業務内容

①「ひがしなりっ子すくすく・つながるクラブ」リーフレット

既存デザインの一部修正及び印刷

②協賛店舗チラシ

編集（デザイン、提出原稿のレイアウト・アレンジ等）、校正、色校正、印刷までの一切。

③折り込み作業（②の①への折り込み）

（1）編集

- ・本市より提供するデータに基づき、テキスト・イラスト・写真データ等を加工・編集すること（提供データについてはWord、PDF、画像（JPEG）等）。
- ・デザインは担当者と協議の上決定すること。
※その他、原稿について上記以外に疑義がある場合は、担当者へ問い合わせること。

（2）印刷

①「ひがしなりっ子すくすく・つながるクラブ」リーフレット

- ・数量：3,000部
- ・規格、体裁：仕上りA4判 4頁（両面刷り、A3二つ折り）
- ・色数：全面フルカラー
- ・用紙：コート紙90kg

②協賛店舗チラシ

- ・数量：3,000部
- ・規格、体裁：仕上りA4判 4頁（両面刷り、A3二つ折り）
- ・色数：全面フルカラー
- ・用紙：コート紙90kg

（3）校正

2回。ただし、必要に応じて追加することがある。色校正はPDFでの確認を可とする。

4 納入

(1) 期限：令和8年8月20日（木曜日）

(2) 場所：大阪市東成区大今里西 2-8-4 東成区役所 2階
23 番窓口 保健福祉課（児童・保健）

※ 印刷物及びそのデータ（作成した元データ及び PDF データ）を記録媒体（CD-R）で納品すること。

5 その他

(1) ・大阪市グリーン調達方針 (<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)別表の(22-2)印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、【判断の基準】〈共通事項〉①の紙に関する部分は適用しないものとする。

・契約後速やかに「資材確認票」（別添1）を担当者へ提出すること。

・納品時に別紙「資材確認票」（別添1）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（別添2）を担当者へ提出すること。

(2) 契約締結後、速やかに担当者印刷日程等の詳細について協議すること。

(3) 特記仕様書を遵守すること。

(4) 業務の再委託については、下記を遵守すること。

1 業務の一括再委託及び主たる部分の再委託は行わないこと。

なお「主たる部分」とは次に掲げるものをいい受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を発注者に提出しなければならない。

(5) 本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること。

(6) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。

(7) 本仕様書に疑義がある場合は、必ず下記担当者へ問い合わせること。なお、契約後の疑義は本市の解釈とする。

(8) 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする。

6 担当者 大阪市東成区役所保健福祉課（児童・保健）Tel.6977-9157
栗原・辰野